

**川辺町英語指導助手派遣業務に係る  
公募型プロポーザル方式実施要領**

**川辺町教育委員会**

## 川辺町英語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年度川辺町英語指導助手派遣業務に係る英語指導助手派遣業者の選定（公募型プロポーザル方式）を以下のとおり実施する。

令和6年10月9日

川辺町長 佐藤 光宏

1 発注主管課 川辺町教育委員会 教育支援課

### 2 業務概要

- (1) 業務名 川辺町英語指導助手派遣業務
- (2) 業務場所 川辺中学校、川辺西小学校、川辺東小学校、川辺北小学校、第1こども園  
第2こども園、第3こども園
- (3) 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで  
派遣期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 目的 川辺町内各小中学校の英語教育の充実を図るとともに、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力や外国文化への興味・関心を高めるために、複数の業者から最新の知識と技術、さらには豊富な経験に基づく企画の提案を受け、町の選考基準により審査したうえで英語指導助手派遣業者を選考する。
- (5) 業務内容
- ・小学校1～6年生の教科「英語科」におけるネイティブスピーカーによる英語指導
  - ・中学校の教科「外国語科」におけるネイティブスピーカーによる英語指導
  - ・こども園については英語や異文化に親しませることを目的とする
- ※ 詳細は、別紙「川辺町英語指導助手派遣業務仕様書」による。

### 3 参加資格

参加事業者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 国際化教育、外国語活動及び外国語教育プログラム開発の運営実績があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人又はその他の団体であること。
- (2) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。
- (3) 英語教育推進事業に深い理解を有し、英語教育の目標達成に協力的であること。
- (4) 英語指導助手に対する教育・研修体制が確立されていること。

- (5) 令和元年度以降地方公共団体において英語指導助手派遣業務の受注実績を有すること。
- (6) 労働者派遣事業許可を受けていること。

#### 4 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者となることができない。

- (1) 落札決定の日までにおいて、川辺町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく停止措置を受けているもの。
- (2) 英語指導助手派遣業務において、他の地方公共団体から業務停止命令を受け、その日から5年を経過していないもの。
- (3) 国税及び地方税を滞納しているもの。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、一般競争入札等への参加を制限されているもの。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるもの及びそれらの利益となる活動を行うもの。

#### 5 失格要件

公募型プロポーザル方式等参加申込書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなった場合。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案を行った場合。
- (5) 参加申込書又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合。

2 前項の場合、その理由を付して文書で通知するものとする。

#### 6 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (5) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (6) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川辺町情報公開条例に基づき、提案書

を公開することがある。

## 7 スケジュール (案)

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 公募の公告                 | 令和6年10月9日 (水)                                       |
| (2) 実施要領等の配布開始            | 令和6年10月9日 (水)                                       |
| (3) 質疑書提出期限               | 令和6年10月17日 (木) 午後5時まで                               |
| (4) 上記質疑書に関する回答           | 令和6年10月21日 (月)                                      |
| (5) 参加申込書の提出期限            | <u>令和6年10月23日 (水) 午後5時まで</u>                        |
| (6) 提案書の提出期限              | <u>令和6年11月18日 (月) 午後5時まで</u>                        |
| (7) 審査 (プレゼンテーション及びヒアリング) | <u>令和6年11月26日 (火) 予定</u><br>詳細は後日プロポーザル参加事業者へ通知します。 |
| (8) 最優先候補者の決定             | 令和6年12月上旬   |

## 8 説明会

本業務の説明会は実施しない。

## 9 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先、及び質問内容を簡潔にまとめ、メールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。
- (2) 提出先 川辺町教育委員会 教育支援課  
T E L : 0 5 7 4 - 5 3 - 2 6 5 0  
e-mail : [kyouiku@kawabe-gifu.jp](mailto:kyouiku@kawabe-gifu.jp)
- (3) 回答方法 質問はまとめてメールにより全参加事業者へ回答する。なお、軽易な事項 (実施要領や仕様書の記載内容の確認等) については、その都度個別に回答することがある。

## 10 公募型プロポーザル参加申込書の提出

- (1) 提出書類 公募型プロポーザル参加申込書
- (2) 提出先 川辺町教育委員会 教育支援課

## 1.1 提案書等の提出

- (1) 提出書類 1.4の審査基準(1)(2)(3)に関する資料。  
\*「プロポーザル等提案書」を正本に添付し提出すること。副本には、会社名・個人名等の特定される語句は記載しないこと。
- (2) 提出先 1.0(2)と同じ。
- (3) 提出部数 1.1部(正本1部、副本10部:A4縦版、両面印刷、ホチキス止めとする。) ファイル綴じ込み等製本はしないこと。
- (4) 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限必着ですのでご注意ください。郵送による提出の場合は郵送した旨を事務局へご連絡ください。

## 1.2 プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、川辺町英語指導助手派遣業務委託業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)が行う。

## 1.3 審査手順

選考委員会は、提案書等について、「1.4 審査基準」に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から事業者を選考する。

### (1) 審査方法(プレゼンテーション及びヒアリング)

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・ヒアリング 15分以内
- ・パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、参加事業者が持参する。(スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードは町で用意する。)なお、審査の順番については提案書等の受付順とする。

### (2) 選考

- ・審査において、参加事業者の点数は、各選考委員が採点した合計点数(100点満点)の全選考委員の合計とする。ただし、参加事業者ごとの評価点数のうち最高点数と最低点数を除いた上で合計点を算出する。なお、最高点数又は最低点数が複数存在する場合でも、削除するのは最高点数1つ、最低点数1つのみとする。
- ・審査の結果、同点となった場合は、技術力評価の高い順に順位をつける。技術力評価も同点の場合は、企業評価の高い順、企業評価も同点の場合は見積価格の低い順に順位をつける(同点の場合の比較は、前述の最高点数又は最低点数の削除は行わずに集計した上で比較する。)

### (3) 審査の結果

審査結果は、全参加事業者に文書で通知する。また、審査結果は、町のホームページ上でも公表する。

## 1 4 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

### (1) 企業評価

#### ① 英語指導助手派遣業務実績・・・配点（25点）

- ・英語指導助手派遣業務に対する基本的な考え方が、本業務の趣旨や考え方と合致しているか。また、その考え方が先進的であるか。（10）
- ・英語指導助手派遣業務に取り組むこれまでの実績から、今後の業務展開に発展性や将来性等がうかがえるか。（10）
- ・経営母体の財務は健全であるか。（5）

### (2) 技術力評価

#### ① 英語指導助手の採用・・・配点（10点）

- ・経験豊富かつ有能な人材を多く確保しているか。またそうした人材を確保するシステムが確立されているか。（10）

#### ② 英語指導助手の管理体制・・・配点（10点）

- ・質の高い英語教育の提供のため、指導助手派遣業務における、指揮命令系統及び市との連絡体制について、具体的かつ優れた提案であるか。（5）
- ・派遣助手の事故の予防及び事故発生時の処理体制が確立され、またその体制は迅速かつ正確に処理できる体制であるか。（5）

#### ③ 英語指導助手の研修・・・配点（20点）

- ・英語指導助手の監視及び徹底した指導の方針が確立されているか。（10）
- ・受託契約後、英語教育開始までの期間に業務の引継ぎ、英語指導助手の指揮命令系統を確立させるための研修が具体的に確立されているか。（10）

#### ④ 教育プログラム・・・配点（25点）

- ・児童生徒の英語の力を向上させるための取り組みが具体的に提案されているか。（10）
- ・児童生徒が楽しく学べる英語学習プログラムが確立されているか。（10）
- ・新学習指導要領に沿った教育プログラムの確立を目指しているか。（5）

### (3) コスト評価・・・配点（10点）

- ・見積価格が上限額の範囲内であり、かつ提案内容と価格を比較した場合、本事業の目的達成への寄与度が優れているか。（10）

## 1 5 業務価格の上限

本業務にかかる年額の概算業務価格（税抜き）の上限は下記のとおりとし、提案書で提出された金額（年額）をもとに契約を締結する。（この金額は、契約時の予定額ではなく事業規模を示している。）

年 額 1 4, 5 1 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く。）

【参考】 3年総額 4 3, 5 5 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く。）

## 1.6 契約の締結

- (1) 審査の最高得点者を本業務の最優先候補者とし、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。
- (2) 契約は、仕様書及び提案書に基づいて締結するものとする。ただし、当初の仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

## 1.7 提出書類について

本プロポーザルに参加する事業者は、次の書類をご提出ください。書類の提出は持参又は郵送とします。

- (1) 参加申込書（様式第4号）
- (2) その他の書類
  - ① 提案書
  - ② 見積書
  - ③ 定款、規則その他これらに類する書類
  - ④ 当該法人の登記事項証明書
  - ⑤ 労働者派遣事業の届出番号の記載された書類（写し）
  - ⑥ 決算書類（損益計算書、貸借対照表）を過去3年間分
  - ⑦ 平成30年度以降で地方公共団体と締結した契約書の写し（派遣又は受託の実績が分かる範囲のみ）
  - ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）の写し
  - ⑨ 町税の完納証明書 ※川辺町税がない場合は、主たる事業所在地のもの
  - ⑩ 説明資料（ある場合）

※提出部数は参加申込書、及び②～⑨は1部、①・⑩は11部提出してください。

## 1.8 その他

- (1) 審査について、各評価項目の点数は公表しません。
- (2) 選定結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。